

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第9期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社ビジネス・ブレイクスルー
【英訳名】	BUSINESS BREAKTHROUGH, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大前研一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町1番7号
【電話番号】	03-5860-5530
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 伊藤泰史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町1番7号
【電話番号】	03-5860-5530
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 伊藤泰史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	-	1,338,387	1,368,260	-	-
経常利益 (千円)	-	119,659	168,661	-	-
当期純利益 (千円)	-	146,076	171,431	-	-
純資産額 (千円)	-	417,942	589,373	-	-
総資産額 (千円)	-	697,813	945,146	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	48,511.05	68,409.35	-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	17,000.65	19,898.30	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	59.9	62.4	-	-
自己資本利益率 (%)	-	43.6	34.0	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	125,395	187,043	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△26,908	△139,562	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	20,000	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	412,931	460,411	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	38 (13)	36 (17)	- (-)	- (-)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。
- 3 当社は第8期より連結財務諸表を作成しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期及び第7期にはストックオプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当該期間において当社株式は非上場・非登録であり期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 5 株価収益率については、当社株式は非上場・非登録であったため記載しておりません。
- 6 従業員数は、就業人員数で表示しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
- 7 第6期及び第7期の連結財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、みずぎ監査法人による監査を受けております。なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みずぎ監査法人となりました。

- 8 平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当該株式分割が第6期の期首(平成15年4月1日)に行われたものと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
1株当たり純資産額 (円)	-	9,702.21	13,681.87
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	3,400.13	3,979.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	1,164,561	1,338,387	1,368,260	1,643,171	1,897,242
経常利益 (千円)	109,044	128,402	169,170	216,931	233,534
当期純利益 (千円)	150,144	154,999	168,043	185,820	134,125
資本金 (千円)	729,650	739,650	739,650	1,379,150	1,405,275
発行済株式総数 (株)	8,576.8	8,656.8	8,656.8	59,414	60,459
純資産額 (千円)	246,331	421,330	589,373	2,271,694	2,458,070
総資産額 (千円)	545,188	700,778	944,726	2,690,198	2,956,393
1株当たり純資産額 (円)	28,859.93	48,904.33	68,409.35	38,239.51	40,661.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,689.46	18,039.13	19,505.02	3,746.64	2,235.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	2,931.72	1,929.93
自己資本比率 (%)	45.2	60.1	62.4	84.4	83.1
自己資本利益率 (%)	98.9	46.4	33.2	13.0	5.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	69.9	46.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	294,918	336,694
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△103,081	△185,353
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	1,474,920	51,164
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	2,107,051	2,309,337
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	35 (16)	38 (13)	36 (17)	41 (16)	51 (16)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第8期における新株式の発行は以下の通りであり、その結果発行済株式総数は59,414株となりました。
 ①平成17年10月31日付をもって普通株式1株につき5株の株式分割を実施(増加株式数42,651.2株)。
 ②平成17年12月12日に公募増資による新株式の発行を実施(増加株式数5,000株)。
 ③新株引受権及び新株予約権の行使(増加株式数3,106株)。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期、第7期については、ストックオプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当該期間において当社株式は非上場・非登録であり期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 4 第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場・非登録でありますので記載しておりません。
- 5 従業員数は、就業人員数で表示しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
- 6 証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期、第7期、第8期の財務諸表については、みずず監査法人による監査を受けており、第9期の財務諸表についてはみずず監査法人及び東邦監査法人の監査を受けておりますが、第5期については、同規定に基づく監査を受けておりません。なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日に名称を変更し、みずず監査法人となりました。

7 平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当該株式分割が第5期の期首(平成14年4月1日)に行われたものと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第5期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)についてはみずず監査法人の監査を受けておりません。

また、中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みずず監査法人となりました。

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
1株当たり純資産額 (円)	5,771.98	9,780.86	13,681.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,537.89	3,607.82	3,901.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-

2【沿革】

年 月	事 項
平成10年4月	東京都千代田区に、遠隔型マネジメント教育事業を目的として当社設立（資本金10,000千円）
平成10年4月	郵政省（現総務省）より委託放送事業者としての認可取得（※1）
平成10年10月	スカパーフェクトTV!757チャンネルにて「ビジネス・ブレイクスルー・チャンネル」24時間放送開始
平成11年9月	「南カリフォルニア大学 MBAコアカリキュラム」開講（※2） 履修管理システム（Satellite Campus）を用いたサービス提供開始
平成13年5月	「ボンド大学－BBT MBA（経営学修士）プログラム」開講
平成13年7月	総務省より新事業創出促進法に基づく、新事業分野開拓の実施に関する計画の認定を取得 遠隔マネジメント教育事業を営む株式会社ディスタラーニングを事業統合を目的として株式交換により完全子会社化
平成13年10月	経営管理者育成プログラム「本質的問題発見コース」開講
平成14年4月	「大前経営塾～日本企業の経営戦略コース～」開講 遠隔型学習環境統合システム（AirCampus）を用いたサービスを提供開始
平成14年8月	マネジメント教育事業を営む株式会社ブレイクスルー及び遠隔教育コンテンツ制作を営む株式会社エルティエンパワーの2社を事業統合を目的として合併 株式会社大前・アンド・アソシエーツより事業統合を目的として「向研会」を業務移管
平成14年11月	経営管理者育成プログラム「本質的問題解決コース」開講
平成16年1月	経営管理者育成プログラム「役員研修コース」開講
平成16年4月	株式会社大前・アンド・アソシエーツより事業統合を目的として「大前研一通信」を業務移管
平成16年8月	講義映像をストリーミング形式で視聴して履修を進める学習プログラム「ブロードバンドラーニング」開講
平成17年3月	当社100%出資である株式会社ディスタラーニング（連結子会社）を解散
平成17年4月	株式会社立「ビジネス・ブレイクスルー大学院大学（以下BBT大学院）」開学
平成17年10月	経営管理者育成プログラム「問題解決実践スキルコース」開講
平成17年11月	経営管理者育成プログラム「病院経営を科学するコース」開講
平成17年12月	株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成18年3月	BBT大学院オープンカレッジ「株式・資産形成講座」開講
平成18年4月	BBT大学院オープンカレッジ「Jack Welch Institute of Management」開講
平成18年9月	BBT大学院オープンカレッジ「大前研一イノベーション講座」開講
平成19年3月	新日本法規出版株式会社と提携し、BBT大学院オープンカレッジ「サイバー・ロースクール」開講

（※1）平成18年3月に総務省より電気通信役務利用放送事業者として移行登録を受けております。

（※2）平成18年度中にサービス終了予定となっております。

3【事業の内容】

当社は、主にインターネットや衛星放送を活用した遠隔型マネジメント教育事業を営んでおります。

当社の事業目的は、マネジメント教育事業を通じて、世界に通用する人材を育成することにあります。21世紀のデジタルネットワーク・ブロードバンド社会において、全世界の人々に対してマネジメントコンテンツと遠隔教育システムを利用したサービスを提供することにより、新しい遠隔双方向の教育を目指しております。

当社は、主に社会人を対象とし、ビジネスの基礎から専門分野別に分類された講座まで、約4,500時間のコンテンツを保有し、衛星放送、CD-ROM、VTR、ブロードバンドなど多様な配信メディアを通してマネジメント教育プログラムの提供をしております。

(事業の内容)

当社の事業は、(1)「マネジメント教育サービス」及び(2)「経営コンテンツメディアサービス」により構成されております。

主要プログラム一覧

区分	プログラム名称	提供先	標準受講期間
(1) マネジメント教育サービス	① 遠隔教育プログラム		
	・大前経営塾	個人・法人	12ヶ月
	・MBAプログラム		
	ーボンド大学ーBBT MBAプログラム	個人・法人	24ヶ月
	ービジネス・ブレイクスルー大学院大学	個人・法人	24ヶ月
	ーオープンカレッジ (公開講座)	個人・法人	6～12ヶ月
② 集合教育プログラム	・向研会	法人	12ヶ月
	・企業研修	法人	1日～
	・アタッカーズ・ビジネススクール	個人・法人	4ヶ月
③ カスタマイズプログラム	法人	1ヶ月～	
(2) 経営コンテンツメディアサービス	・衛星レギュラー視聴	個人・法人	1ヶ月～
	・ブロードバンドラーニング	個人・法人	1ヶ月～
	・大前研一通信	個人・法人	12ヶ月

(1) マネジメント教育サービス

マネジメント教育サービスは、①遠隔教育プログラム、②集合教育プログラム、③カスタマイズプログラムより構成されております。

① 遠隔教育プログラム

遠隔教育プログラムの大部分は、保有コンテンツと遠隔教育システムをベースに商品化が行われており、次にあげる目的別のプログラムを提供しております。

・大前経営塾 ～日本企業の経営戦略コース～

経営者及び経営幹部を対象に、日本企業の最重要テーマについて、大前研一の講義や実際の経営者の話を収録したビデオとテキストを視聴し、インターネット上で議論するものです。大前研一のほか、他企業の経営幹部との議論を通じて、経営者としての見方・考え方を徹底的に鍛え上げることを主眼にしております。

・MBAプログラム

衛星放送とインターネットを用いた遠隔学習によって最短2年間でMBAを取得できるプログラムであります。

ーボンド大学ーBBT MBAプログラム

オーストラリアのボンド大学との提携により、欧米型のMBAプログラムを提供しております。講義の約50%は英語で行われ、卒業までに2回のオーストラリアにおけるワークショップを受講する必要があります。修了時にはボンド大学よりMBA (経営学修士) の学位が与えられます。

ービジネス・ブレイクスルー大学院大学

当社は、平成16年6月に東京都千代田区より「キャリア教育推進特区」適用の認定を受けました。同区において株式会社による学校の設置が可能となったことから、当社は、文部科学省に対して「ビジネス・ブレイクスルー大学院大学（専門職大学院）」の設置認可の申請を行い、平成16年11月30日に文部科学大臣より認可を取得し、平成17年4月に開学しております。

本大学では、問題解決力養成に重きを置いたカリキュラムを提供しております。講義の大部分は日本語で行われ、修了時にはMBA（経営管理修士）の学位が与えられます。

ーオープンカレッジ（公開講座）

ビジネス・ブレイクスルー大学院大学のオープンカレッジ（公開講座）の位置づけとなり、一般に広く公開された講座であります。オープンカレッジには、「問題解決力トレーニング講座」、「株式・資産形成講座」、「Jack Welch Institute of Management」、「大前研一イノベーション講座」、「サイバー・ロースクール」が開講しております。

② 集合教育プログラム

当社は、遠隔教育を核としておりますが、顧客ニーズに応じて集合教育も提供しております。集合教育においては、法人を対象とした企業研修と個人を対象としたスクール形式の研修を行っております。法人を対象とした企業研修においては、遠隔教育と集合教育を組み合わせたブレンディング研修（※1）も提供しております。また、集合教育の講義（企業研修を除く）は、撮影・編集することによりデジタル・コンテンツ化を行い、「①遠隔教育プログラム」のコンテンツとしても利用しております。

・向研会

経営者を対象に、定例勉強会、各種セミナー、海外視察等を通じて、国内および海外の経済環境や経営課題の研究を行うプログラムであります。本プログラムは会員制となっており、東京、大阪、福岡の3地域で開催しております。

・企業研修

経営幹部及び経営幹部候補生を中心に、問題解決手法、経営課題の分析・解決策立案、ビジネスモデル分析・構築スキル等の自社課題の解決力を養成するためのプログラムであります。

・アタッカーズ・ビジネススクール

既存の考え方を革新し、意欲的に新しい第一歩を踏み出す社会人を対象に、起業戦略、ビジネス構想力、戦略シミュレーション、計数マネジメント等、新規ビジネスの構築に必要なエッセンスを効率的に養成するプログラムであります。

③ カスタマイズプログラム

本サービスは、法人向けに提供され、「①遠隔教育プログラム」、「②集合教育プログラム」、及び保有する約4,500時間のコンテンツを利用し、顧客の経営課題に合わせて最適なプログラムをカスタマイズして設計・提供しております。

(2) 経営コンテンツメディアサービス

当社は、経営コンテンツを複数の媒体（マルチメディア）で配信するサービスを行っております。最新のビジネス情報を効率的に吸収し、経営やビジネスに生かしていただくことを目的としております。自分で本質的問題を発見・解決し、また新しいものを構想しそれを事業として生み出していけるように、経営やビジネスのヒントとなるコンテンツを配信し続けております。配信形態は、コンテンツをデジタル化することによってマルチメディアに対応可能となっております。現状では、衛星放送、CD-ROM、VTR、ブロードバンドにてサービスを提供しております。

・衛星レギュラー視聴

スカイパーフェクTV！757チャンネルにて当社の経営コンテンツを全て視聴できる会員制視聴サービスであります。最新コンテンツはもちろんのこと、約4,500時間のコンテンツの中から、目的に合わせて毎日24時間視聴することが可能です。

・ブロードバンド・ラーニング

学習ニーズの高いコースをブロードバンド環境にてストリーミング配信しております。

・大前研一通信

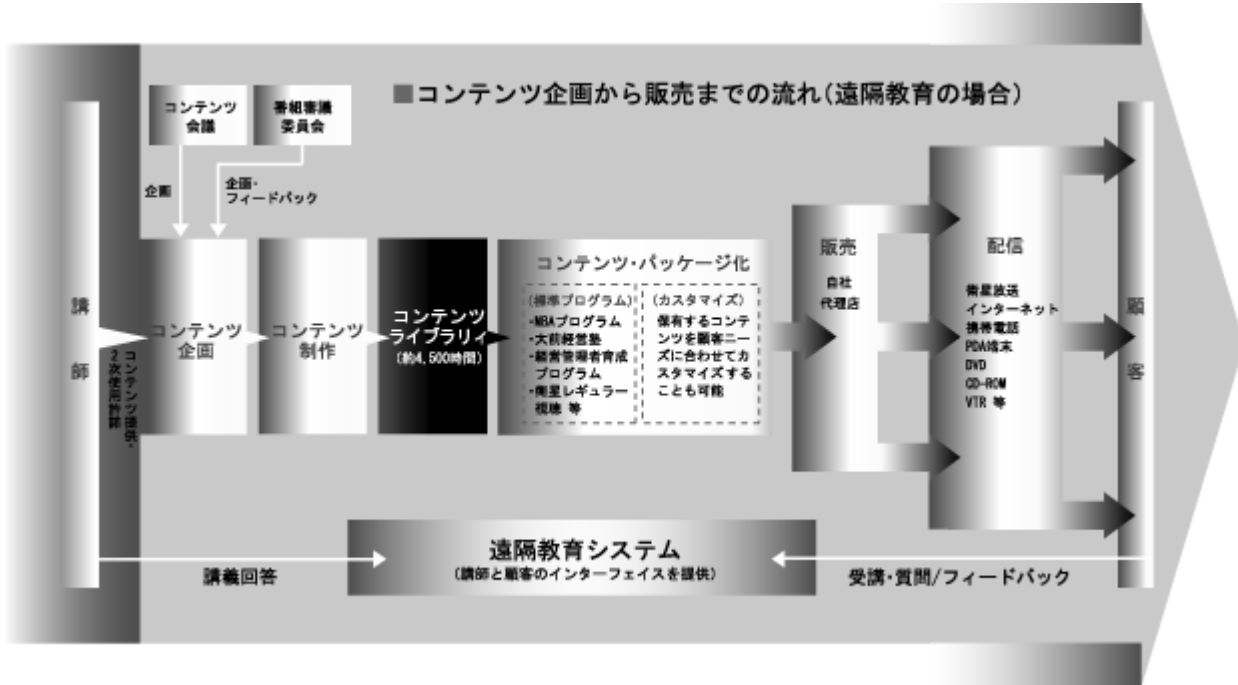
社会・ビジネスにおけるさまざまな問題に対して大前研一の発言や論文が掲載された月刊誌であります。

(事業の特徴)

当社は、コンテンツ制作から遠隔教育システムまでを、当社独自で企画・開発を行い、提供しております。

当社が提供する主要なサービスは、(事業の内容)に記載のとおりですが、保有コンテンツと遠隔教育システムをベースに設計されております。そのため、顧客のニーズに応じたプログラムのカスタマイズが少額の追加投資で対応可能となっており、遠隔教育システムを用いて多くの受講生にコンテンツの配信が可能なビジネスモデルとなっております(下記、「コンテンツ企画から販売の流れ(遠隔教育の場合)」参照)。

コンテンツ企画から販売までの流れ(遠隔教育の場合)



コンテンツ

ユーザーから支持されるコンテンツを継続的に創出するために、ビジネススクール教授、コンサルティングファーム代表などから構成されるコンテンツ会議にて企画・立案を行っており、自社のスタジオにおいて制作しております。コンテンツの内容は、最新の経営テーマから経営手法まで、大学教授、コンサルティングファーム代表、経営者、起業家等による講義を映像化したものであります。設立以来、約4,500時間のコンテンツを企画・制作・保有しております。

遠隔教育システム

インターネット上で受講生と講師による双方向のコミュニケーションを可能とする遠隔教育システムを自社開発しております。講義及び履修状況を管理する“Satellite Campus(履修管理システム)”(※2)と遠隔による学習環境を統合した“AirCampus(遠隔型学習環境統合システム)”(※3)を利用することにより、短期間で大量の人材を養成することが可能となっております。また、インターネット環境があればいつでもどこでも学習が可能のため、多忙な社会人でも学習の継続が可能となっております。

※1 ブレンディング研修

通信教育やeラーニングなどの遠隔教育と、受講生を集め講師が直接講義等を行う集合教育を組み合わせることにより、効果的かつ効率的に人材育成を実施するプログラムであります。例えば、集合教育の前段階として、CD-ROM等を利用して各受講者の知識レベルを必要な到達レベルまで引き上げ標準化を図り、その上で集合教育を実施するなど、遠隔教育と集合教育を組み合わせることによって、より短時間の集合教育でも教育の効果を高めることを目的としております。

※2 Satellite Campus(履修管理システム)

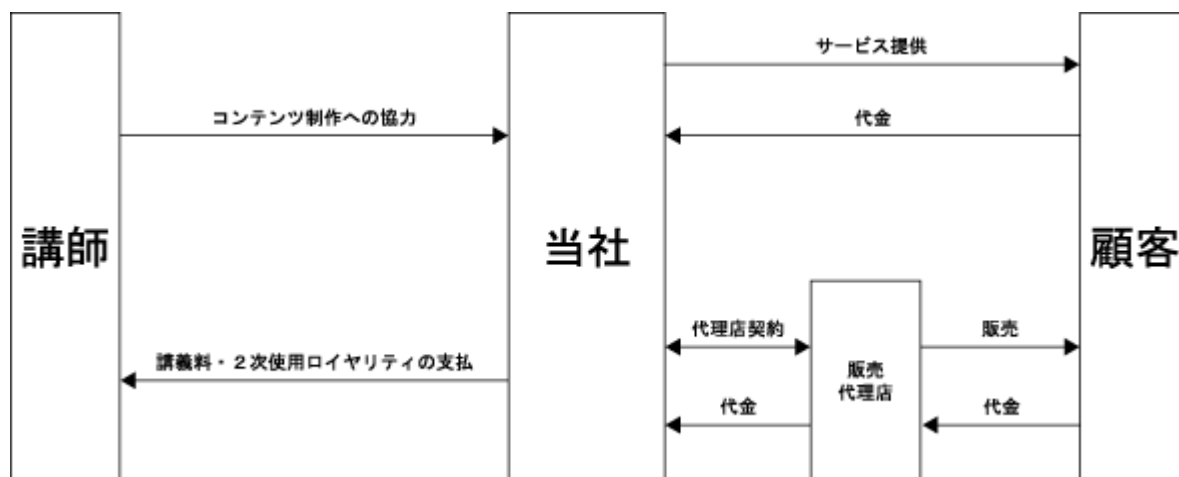
映像による講義とその講義を視聴したかどうかを認証する仕組み、及び、理解度を確認するテスト、修了レポートなどの提出、成績管理を含めた履修状況を管理する仕組みを組み合わせたシステムであります。本システムは、視聴覚認証システムのビジネスモデル特許を取得しております。

※3 AirCampus（遠隔型学習環境統合システム）

大学等で授業を運営するため必要な機能をWEBベースにまとめた遠隔教育のための学習環境統合システムであります。クラス・ディスカッション機能、掲示板機能などがクライアントベースで実装され、前述のSatellite Campus機能も組み込んでおります。具体的には、遠隔で離れ離れの受講生に対してあたかも一つのクラスルームのごとく、リアルタイムで議論を行う環境を提供するシステムであります。

事業の系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
51（16）	34.4	2.9	5,537,312

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、従業員数は業容拡大等により前期末と比べ10人増加しております。

2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当社は年俸制を採用しており、賞与の制度を設けておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における世界経済は、米国経済の住宅市場や製造業の調整による景気後退懸念があるものの、アジア経済はアセアンや中国が堅調な拡大を続け、欧州経済も内外需バランスの取れた成長を遂げるなど底堅く推移いたしました。

日本経済は、企業部門の輸出・設備投資や雇用情勢の改善から個人消費は底堅く推移するなど内需を中心に緩やかな景気回復基調を持続しました。しかしながら、米国の景気後退懸念や賃金の伸びが低迷するなど先行きの不透明感は依然として拭い切れない状況であります。

このような状況のなか、当社は、「国際社会に貢献できるビジネス・リーダー」を輩出すべく実践的なプログラムの開発と遠隔教育システムの拡充を図ってまいりました。

ビジネス・ブレイクスルー大学院大学（以下、「BBT大学院」）では、2学年、全4期の定員を充足し、平成19年3月に初めての修了者を輩出するなど、ボンド大学 - BBTプログラムとあわせた当社のMBAプログラムは、在籍者数において日本最大級のMBAプログラムに成長しました。また、BBT大学院のオープンカレッジでは、「Jack Welch Institute of Management」、「大前研一イノベーション講座」、「株式・資産形成講座 実践編」、「サイバー・ロースクール」など新規プログラムの開講に注力いたしました。

加えて、提携パートナーとの新規プログラムの共同開発・販売や中国企業のマネジメント教育業務を受託し、販売拡大、営業強化に向けた施策にも取り組みました。

一方、受講生の学習効果、利便性向上のため、講義映像のダウンロードサービスを開始し、携帯端末などを利用した講義視聴を可能にしたほか、海外受講生の受講環境の改善を図るサービスも開始し、全世界において同等な受講環境を整備いたしました。また、継続的な学習、意見・情報交換等ができる場として、当社が独自開発したAirCampusとSNSを連動させたサイト「AGORIA」を開設いたしました。

費用面につきましては、コンテンツ制作の合理化等により売上原価比率を低減できたものの、新規プログラムの開講に伴い人員を強化し、広告宣伝を積極的に実施したことから販売費及び一般管理費は増加しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、1,897百万円（前期比15.5%増）、経常利益は、233百万円（前期比7.7%増）、今期より法人税負担の増加から当期純利益は134百万円（前期比27.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ202百万円増加し、当事業年度末には2,309百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は336百万円となりました。これは主に税引前当期純利益が233百万円であったこと、受講生の増加に伴う前受金の増加額31百万円、売上債権の減少額28百万円及び減価償却費58百万円の内部留保があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は185百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出137百万円、無形固定資産の取得による支出48百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は51百万円となりました。これは主にストック・オプションの行使52百万円によるものであります。

(キャッシュ・フローの指標)

当社のキャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりであります。

	平成18年3月期	平成19年3月期
自己資本比率(%)	84.4	83.1
時価ベースの自己資本比率(%)	578.6	253.3

(注) 各指標の算出は以下の算式を使用しております。

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループは、遠隔型マネジメント教育を主たる事業としており、提供するサービスの性格上、生産及び受注という形態をとっていないため、記載しておりません。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
マネジメント教育サービス	1,727	120.0
経営コンテンツメディアサービス	169	83.2
合計(百万円)	1,897	115.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 相手先別の販売実績が、総販売実績に対し10%以上のものではありません。

3 【対処すべき課題】

当社では、今後もさらに事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

(1) 法人営業の強化

当社の収益拡大のためには、限られた経営資源を集中する必要があります。このため当社では、企業全体のマネジメント教育を「新人から社長まで」一括して引き受けられるよう大型提案に経営資源を集中する等、法人営業を強化していく方針であります。具体的には、顧客企業の人事教育制度そのものに当社が提供するマネジメント教育のプログラムが採用されるよう、各種各様のニーズに対して、コンテンツと遠隔教育システムのバリエーションの拡充と品質のさらなる向上・維持によって応え、当社の行う遠隔型マネジメント教育事業の普及を図り、収益拡大に努めていきます。

(2) ビジネス・パートナーの開拓

当社の収益拡大のためには、販売体制の拡充が重要な課題であります。これまで当社は主に直販主体の販売体制を採っていましたが、今後は保有するコンテンツや遠隔教育システムを効率的に活用し収益に結びつけるために、ビジネス・パートナーの開拓に取り組み、販売体制、販売チャネルの拡充を図る必要があります。

(3) 遠隔教育システムの開発

当社が、今後遠隔型マネジメント教育事業を軸に業態拡大を目指すためには、遠隔教育システムとコンテンツの親和性が非常に重要なものとなります。今後は独自で設計開発してきた遠隔教育システムのプラットフォームである“Satellite Campus（履修管理システム）”、“AirCampus（遠隔型学習環境統合システム）”を機能の強化及び学習支援の運用も含めより充実していく必要があります。

(4) 人材の確保と育成

当社の事業を拡大するには、優秀な人材の確保と育成とが欠かせません。当社では、目的達成のために主体的かつ積極的に行動できる起業家的な人材の確保、当社の企業カルチャーと企業ミッションを共有化できる人材の育成が課題と考えております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針です。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り、第9期有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。本株式に関する投資判断は、本項目及び本書の本項目以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業環境について

① インターネット普及について

当社は、インターネットを利用した遠隔教育事業を展開しており、インターネットへの常時高速接続環境が年々整備されてきていることは、当社の事業展開の追い風となっています。

これまでのところ、日本国内におけるインターネット利用人口は毎年増加しており平成18年末の日本国内の利用者数は前年比225万人増の8,754万人に達しております。また、世帯におけるブロードバンド（高速インターネット回線）利用率も平成18年末において67.9%まで高まりをみせております。（総務省「平成18年通信利用動向調査」）

しかしながら、インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後インターネット利用者の順調な増加が見られない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、インターネットの普及が今後も進んだ場合であっても、当社が同様のペースで順調に成長しない可能性があります。

② 遠隔型マネジメント教育市場について

当社は、インターネットや衛星放送を活用した遠隔型マネジメント教育事業を営んでおりますが、遠隔教育市場はいまだ黎明期であり、今後市場は拡大するものと見込んでおります。

しかしながら、遠隔教育市場の順調な成長が見られない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③ 競合について

社会人を対象としたマネジメント教育に関しては、民間の研修会社、コンサルティングファーム、シンクタンク系企業に加え、独立行政法人化による大学の社会人教育への進出が急速に伸びてきており、今後競争が激しくなるものと認識しております。また、国内だけではなく国外からも競争相手が出現することにより、価格・サービス競争が激化することも予想されます。このため、当社のコンテンツ制作や遠隔システム等が競合企業と比べ優位性を維持できない場合や、価格・サービス競争に適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④ 法的規制について

i 電波法

当社が、衛星放送番組を委託放送事業者として提供するために、放送電波を地球局から放送衛星局のトランスポンダ（人工衛星に搭載された電波中継器）にアップリンク（地上の送信設備から通信衛星への送信）し、視聴者へダウンリンク（通信衛星から地上の受信設備への送信）する必要があります。地球局と放送衛星局との放送電波の無線伝送に関しては、電波法の定めがあります。電波法は、電波の公平且つ能率的な利用を確保すること

によって、公共の福祉を増進することを目的としております。当社は、同法に関わる業務をジェイサット（J S A T）株式会社と株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズに業務委託しております。

しかしながら、今後の法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ii キャリア教育推進特区と構造改革特別区域法

当社は、東京都千代田区が、構造改革特別区域法に基づいて平成15年10月24日に内閣総理大臣から認定を受けた構造改革特別区域計画「キャリア教育推進特区」を利用して、ビジネス・ブレイクスルー大学院大学を設置し、当大学の経営を行っております。

このキャリア教育推進特区では、東京都千代田区が同区全域を範囲として、株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認め、従来の学校教育と実社会を結び付け、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大等、地域社会・経済の活性化を図ることを目的としており、①学校設置会社による学校設置、②校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置の特例措置が設けられております。

また構造改革特別区域法は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としております。

今後、これらの法制度の変更等が行われた場合には、当社の事業展開が、何らかの法的規制や制約等を新たに受ける可能性があり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

iii 大学設置基準について

当社は、学校教育法に定める大学として、大学設置基準に基づき文部科学省より大学の設置の認可を取得し、ビジネス・ブレイクスルー大学院大学を経営しております。設置基準は、大学設置基準の他に、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及び大学通信教育設置基準が定められております。各設置基準は、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めることとされております。

今後、当社が何らかの理由により上記設置基準の水準を満たすことができなくなり大学院大学の認可を取り消された場合、または、当該法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。

iv 「教育訓練給付制度」の動向

当社のビジネス・ブレイクスルー大学院大学は、平成17年10月1日に雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の教育訓練講座に指定され、同日以降の入学生は本制度の適用対象となっております。教育訓練給付金は、要件に該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給するものであります。同法は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としております。当社に関連する雇用保険法の給付制度は、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とするものであります。

しかしながら、今後の法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。

v 個人情報保護法

当社は、個人情報を含む多数の顧客情報を保有及び管理しております。当社はこれらの情報資産の適切な管理

に最大限の注意を払っており、また、平成17年4月に完全施行された個人情報保護に関する法律やこれに関連する総務省及び経済産業省制定のガイドラインの要求事項遵守に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセス、システム運用における人的過失、従業員の故意等による顧客情報の漏洩、消失、改竄又は不正利用等が発生し、当社がそのような事態に適切に対応できず信用失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 当社の事業について

① 技術、システム面のリスクについて

i システム障害について

当社のサービス内容は、コンピューター及びインターネット技術に密接に関連しており、障害の兆候が見受けられる時や障害が発生した時には、自動的にポケットベル、携帯電話のメール等により当社の監視要員に通知する体制を整えております。しかしながら、当社のサービスは、通信事業者が運営する通信ネットワークに依存しており、電力供給不足、災害や事故等によって通信ネットワークやサーバーが利用できなくなった場合、コンピュータウイルスによる被害にあった場合、あるいは自社開発のサーバ・ソフトウェアに不具合が生じた場合等によって、当社のサービスの提供が不可能となる可能性があります。また、当社のサービスでは、衛星放送を利用した番組放映サービスがありますが、災害や事故等によって人工衛星の不具合が生じた場合、地球局から人工衛星に電波を伝送する施設に障害があった場合等によって番組放映サービスの提供が不可能となる可能性があります。このような事態が発生した場合には、ユーザー等から損害賠償の請求や当社の社会的信用を失う可能性等があり、当社の事業及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

ii セキュリティについて

当社はハッカーやコンピュータウイルス等に備えるため、ネットワーク監視システム及びセキュリティシステムを構築しておりますが、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入などの犯罪や従業員の過誤等により顧客の個人情報等重要なデータが消去または不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が発生した場合には損害賠償の請求を受ける可能性があり、また当社の社会的な信用を失うことになり、当社の事業及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

iii 技術の進展等について

当社のサービス内容は、コンピューター及びインターネット技術に密接に関連しております。当社では、適宜新しいシステム技術やセキュリティ関連技術等を取り入れながらシステムの構築、運営を行い、サービス水準を維持、向上させております。

しかしながら、これらコンピューター及びインターネットの分野での技術革新のスピードは著しいものがあり、当社の想定していない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社の技術等が対応できず、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。また、変化に対応するための費用が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

② 解除料について

当社は、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ及びジェイサット（J S A T）株式会社と契約を締結して番組放映サービスを提供しております。今後、当社が事業戦略を変更する等によって、これらの契約を当社から解除した場合、両社へ契約解除にかかる解除料を支払う必要があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③ 知的財産権について

当社が各種サービスを展開するにあたっては、講師その他第三者に帰属する著作権等の知的財産権、肖像権等を侵害しないよう、楽曲・写真・映像等を利用する際には、事前に権利関係を調査するなど細心の注意を払って

おります。しかしながら、万が一、講師その他第三者の知的財産権、肖像権等を侵害した場合には、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

当社が各種サービスを展開するにあたっては、当社の持つ知的財産権等を侵害されないよう、映像コンテンツにはDRM(※)を実装し、不正コピー等が行われないよう対策を講じており、また、各種オークションサイトに当社製品が出品されていないか定期的に確認するなど、細心の注意を払っております。しかしながら、他者からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応ができない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

※ DRM (Digital Rights Management、デジタル著作権管理)

音声・映像ファイルにかけられる複製の制限技術や画像ファイルの電子透かし等のデジタルデータの著作権を保護する技術。

④ 講師の確保について

当社のコンテンツ制作にあたっては、最新の経済・経営の諸問題等をテーマとして取り上げると共に、適確な見識をもって講義を行うことができる講師が必要となります。現時点において当社では、これらの講師を確保し、継続してコンテンツを企画・制作して提供できているものと認識しております。

当社は、引続きこれらの講師の確保に努めていく方針であります。今後将来において、当社が求める適確な見識をもって講義を行うことができる講師を適切な契約条件によって確保できなくなった場合、当社のコンテンツ制作に重大な支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤ ビジネス・ブレイクスルー大学院大学について

当社は、東京都千代田区が構造改革特別区域法に基づき、キャリア教育推進特区として内閣総理大臣から認定を受け、同区において株式会社による大学・専門職大学院の設置が可能になったことから、文部科学省にビジネス・ブレイクスルー大学院大学（専門職大学院）の設置申請を行い、平成16年11月30日に認可を取得し、平成17年4月1日に開学しております。

当社は、当大学設置にあたって千代田区のキャリア教育推進特区を利用していることから、①在学生の修学を維持するため、優先的に経営資源を投入するなどの最大限の経営努力を行うこと、②大学院の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるときは、以降の在学を希望しない学生に対して、残余の期間分の授業料を返還すること、③大学院の経営が不安定となり、継続が危ぶまれるときに、受講生が他の大学で就学を保証する為、授業料等返還のため預金等の措置を講ずるべき義務があること等を定めた協定書を千代田区と締結しております。

この協定書を遵守するため当社では、当大学の経営のために優先的に経営資源を投入するなどの経営努力を行っていく方針であります。一方、当社はこの方針によって当社の営む他のサービスに悪影響を及ぼさないよう万全の留意を払い、経営努力を行っていく方針であります。しかしながら、これら当社の経営努力がうまくいかず、結果として当社の営む他のサービスに影響が及び、当社の業績に影響を与える可能性があります。また本協定書に違反したと判断された場合や、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準及び大学通信教育設置基準に規定される設置基準を満たさなくなった場合、協定書の更新を拒絶された場合は、キャリア教育推進特区における規制の特例措置を受けることができなくなり、文部科学省より本大学院の設置許可を取り消される可能性や学校の閉鎖命令・勧告を受ける可能性があります。その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当大学では教授会を設置し、①教育研究の計画、立案に関する事項、②教育課程及び授業科目に関する事項等、当大学の教育研究に関することについては全て教授会で審議し決定することになっております。ただし、大学の校地、校舎及び設備等に関わる投資など当社の経営全般に関わる重要な事項については、当社の取締役会で

意思決定することになっております。

(3) 組織体制について

① 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である大前研一は、当社の創業者であり、設立時より最高経営責任者であります。同氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、現在においても経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、取引先やその他各分野に渡る人脈など、当社の事業推進の中心的役割を担っており、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や経営会議等において、その他の役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務遂行が継続出来なくなった場合には、当社の業績及び今後の事業推進に重大な影響を与える可能性があります。

② 人材の確保と育成について

今後の業容の拡大及び業務内容の多様化に対応して、優秀な人材を適切な時期に確保する必要があります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社の事業活動に支障が生じ、業績に悪影響を与える可能性があります。

③ 小規模組織における管理体制について

当社は、平成19年3月31日現在、取締役10名（内5名は非常勤）、監査役4名（内3名は非常勤）、従業員51名と小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では今後、業容の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定です。しかしながら、業容の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社の業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

(4) 業績等の推移について

当社の最近5年間の業績推移は、以下のとおりであります。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	1,164,561	1,338,387	1,368,260	1,643,171	1,897,242
経常利益 (千円)	109,044	128,402	169,170	216,931	233,534
当期純利益 (千円)	150,144	154,999	168,043	185,820	134,125
資本金 (千円)	729,650	739,650	739,650	1,379,150	1,405,275
純資産額 (千円)	246,331	421,330	589,373	2,271,694	2,458,070
総資産額 (千円)	545,188	700,778	944,726	2,690,198	2,956,393

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(5) 繰越損失解消の方策について

当社は平成19年3月末現在で328百万円の累積損失を計上しております。これは、過去におけるコンテンツ開発費用の全額費用計上を主たる要因としています。当該繰越損失については、第9回定時株主総会の決議において、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替える処理をおこない、損失を解消いたします。なお、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日は、平成19年7月30日となっております。

しかしながら、当社の事業展開が計画どおりに進展し、将来において当社が利益を計上できるとは限らず、今後、繰越損失を計上しない確たる保証はありません。

(6) 関連当事者との取引について

当社は、コンテンツ制作やライブ放送のための防音設備を備えたスタジオ、集合研修用施設及び大学院大学施設を含む本社を、当社代表取締役社長大前研一が代表取締役を兼務し、同氏の近親者が全額出資する株式会社横浜コンサルティンググループより賃借しております。

当社が営む遠隔型マネジメント教育事業におけるコンテンツは、大学教授、コンサルティングファーム代表、経営者、起業家等を講師として、その講義を映像化したものであり、その制作やライブ放送にあたっては防音設備を備えたスタジオが必要不可欠であり、また、法人を対象とした企業研修や個人を対象としたスクール形式の研修等の集合教育を行うにあたっては、相応の規模を有した集合研修用施設が必要不可欠であります。特にコンテンツ制作やライブ放送を行うに耐えるだけの防音設備を備えたスタジオは、例えば一般的な賃貸ビルの一室を改装して対応する等の方法では、実際の使用に耐えられないことから、その代替確保には大きな制約があるものと考えております。加えて、講師や受講者等の確保の観点から、一定の交通の利便性も確保することが必要となります。

ビジネス・ブレイクスルー大学院大学は、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準等に基づき、大学設置の申請をし、文部科学省の認可を得ております。これら設置基準の中で日本の大学として備えるべき施設として、学長室、講義室、図書館などが定められております。これらの施設を安定的かつ継続的に維持・運営していくことが求められております。一方、大学の経営については、大学を安定的・継続的に経営する必要があることから、私立学校法において学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに経営に必要な財産を有しなければならない旨規定されております。更に、本大学院は東京都千代田区の構造改革特別区域法（特区）を利用しており、特区の趣旨として、大学の経営は、公共的で、安定的・継続的な学校経営を担保することが前提となっております。このように、安定的・継続的な学校経営を原則とすることから、大学施設は物理的な場所も含め安定性・継続性を求められ、大学施設として学業・研究の充実のための施設拡充、利便性の向上といった移

転すべき積極的な理由がない限り、大学認可時の主要施設を維持すべきものとなっております。

当社はその設立時から遠隔型マネジメント教育事業の立ち上げ期において、これらの諸条件を満たした設備等を当社自身で直接保有することは資金的・財政的に難しい状況にあったため、同社からこれらの設備等を賃借し、現在まで同取引を継続するに至っております。

同社との不動産賃借取引につきましては、現在、当社は業容が拡大する中で、本社機能である管理部門並びに営業部門の大部分は、第三者の賃貸ビルに入居しておりますが、集合研修用施設、防音設備を備えたスタジオやこれに付随するコンテンツ制作部門は、現状、近隣に適当な代替物件がないことと、当社が平成19年3月末現在で、未だ328百万円の累積損失を計上していることをも踏まえ、継続しております。今後は、当社の財政状態、経営成績及び不動産価格の動向を総合的に勘案した上で、当該賃借不動産の買取り、自社ビル購入等による集合研修用施設及びスタジオ確保といった方法等により、同取引を解消していく方針であります。

なお、同社との不動産賃借契約は2年毎の更新であり、契約価格の決定にあたっては、不動産鑑定士の意見を参考に、近隣の市場賃料水準を勘案して決定しております。しかしながら、当社が何らかの理由によって、契約更新に応じない場合には、当社の事業推進や事業継続に支障等が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。平成19年3月期における株式会社横浜コンサルティンググループとの取引は「2財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 関連当事者との取引」に記載のとおりです

(7) その他

① 潜在株式について

当社は、取締役、監査役、使用人及び番組講師等の協力者に対して、新株引受権及び新株予約権（以下「ストックオプション」）を付与しており、平成19年3月末現在、ストックオプションによる潜在株式数は14,090株であり、発行済株式数の23.3%に相当しております。これら潜在株式数の状況については、当社が営む遠隔型マネジメント教育事業を推進するにあたっては、当社役員及び従業員はもとより、社外の協力者から協力を得ることが必要不可欠であった結果であります。また、今後も継続的に新株予約権を発行、付与する可能性があります。

現在付与しているストックオプション及び今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄する可能性があります。また、当社株式の株価の状況によっては、需給バランスの変動が発生し、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

② 為替変動について

当社のMBAプログラムはオーストラリアのボンド大学と提携して行っております。受講生は授業料を豪ドル建てで支払うことになっております。従いまして、豪ドルに対して円が安くなると、受講生にとって円ベースでの授業料が高くなることになり、価格競争力が弱くなります。一方、MBAプログラムに対する当社の収入は、ボンド大学から現地通貨での授業料の一定の割合を円転して得ることになっておりますので、決済時期の為替相場によって、為替差益、為替差損が発生する可能性があります。

③ 当社役員の個人的活動について

当社代表取締役社長大前研一は、当社を設立する以前から執筆活動あるいは講演活動等を行っており、今後も当社の業務に支障が無い範囲で執筆活動あるいは講演活動等の個人的な活動を行う場合があります。また当社が社外から招聘した役員についても、同じように執筆活動あるいは講演活動等の個人的な活動を行う場合があります。同氏や当社が社外から招聘した役員の個人的活動によって得た収入は、各々の個人に帰属することになっております。これら同氏や当社が社外から招聘した役員の個人的な活動による評判やイメージが当社のブランドイメージや風評に影響する可能性があります。

④ 代表取締役の役員兼任について

当社の代表取締役社長である大前研一は、当社の業務に支障が無い範囲で他の会社の非常勤取締役等を兼任しております。これまで同氏の他の会社の非常勤取締役等の兼任が、当社の業務において支障となったことはありませんが、今後、将来において当該他の会社で事故、事件、不祥事、経営の資産の状態等の著しい悪化等が発生した場合には、同氏の兼任する非常勤取締役等の責任の範囲に限り対応が必要となり、当社の事業、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

⑤ コンテンツ出演者の不祥事・風評等のリスクについて

当社は、講師やキャスター等といった当社コンテンツの出演者が、事故、事件、不祥事等を起こした場合、または巻き込まれた場合、風説、風評及び報道等が為された場合等には、適切に対応することが必要となります。その結果、これまで蓄積してきたコンテンツにおいて、該当する出演者が出演するコンテンツは使用できなくなったり、今後、新たなコンテンツの制作に支障が生じたりした場合には、当社の業績等に影響を与える可能性があります。また、これらの発生事象に対し、当社が適切に対応できなかった場合、当社対応の如何に関わらず、当社にとって悪影響のある形で当該発生事象が投資家、マスコミ報道、インターネット、その他社会一般に広まった場合等には、当社のブランドイメージ等が損なわれ、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	契約先	契約書名	契約内容	契約期間
当社	㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	デジタル衛星放送送信業務委託契約	当社の放送番組をJCSAT-124衛星にアップリンクに関する業務委託	自 平成10年10月1日 至 平成20年9月30日
当社	㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	送出代行業務委託契約書	当社の番組をテープ素材から放送運行スケジュールに基づき衛星に送出する業務	自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日 以後、1年間単位の自動更新
当社	㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	有料放送運用業務委託契約	スカパーチューナーのICカードの発行及び管理、ならびに視聴者の受信設備へのスクランブル施工、又は解除にかかわる業務	自 平成10年10月1日 至 平成13年9月30日 以後、3年間単位の自動更新
当社	ジェイサット㈱	衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款	衛星からデジタル放送をスカイパーフェクトTVの契約者の受信機に電波を送出する業務	自 平成10年10月1日 至 平成20年9月30日
当社	ボンド大学	Service Agreement	ボンド大学とのMBAプログラムの提携に関する契約	自 平成13年4月1日 至 平成15年10月31日 以後2年間単位の自動更新

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成19年6月28日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成に関しては、決算日現在における財政状態並びに事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える見積り及び判断を行う必要があります。当社では、過去の実績や状況等を総合的に判断したうえで、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される重要な見積りであるとともに、判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

① たな卸資産

たな卸資産の会計方針は、以下のとおりであります。

- a 材料 先入先出法による原価法
- b 仕掛品 番組制作仕掛品・コンテンツ制作品・・・個別法による原価法
コンテンツの二次利用による制作品・・・先入先出法による原価法

なお、当社は、コンテンツを利用した事業活動を行っており、コンテンツ制作費については、原則として全額費用化することとしておりますが、一部のコンテンツについては資産計上を行っております。

② 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産について、将来の回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合には、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。

(2) 財政状態に関する分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、2,536百万円と、対前年同期比6.9%、163百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加202百万円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、420百万円と、対前年同期比32.5%、103百万円増加しました。これは主に建物の取得による増加79百万円、ソフトウェアの増加27百万円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、498百万円と、対前年同期比19.1%、79百万円増加しました。これは主に未払法人税等の増加53百万円、前受金の増加31百万円によるものです。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、2,458百万円と、対前年同期比8.2%、186百万円増加しました。これは主にストック・オプションの行使52百万円によるものです。

(3) 経営成績に関する分析

当事業年度における当社グループの取り組みは、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。この結果、当事業年度の業績は売上高1,897百万円（前年同期比15.5%増）、経常利益233百万円（前年同期比7.7%増）、当期純利益134百万円（前年同期比27.8%減）となりました。

(売上高)

売上高は、前事業年度に比べ15.5%増収の売上高1,897百万円となりました。品目別においては、ビジネス・ブレイクスルー大学院大学(以下、「BBT大学院」)において、2学年、全4期の定員を充足したこと、また、BBT大学院のオープンカレッジでは、「JackWelchInstituteofManagemant」、「大前研一イノベーション講座」、「株式・資産形成講座 実践編」などの新規サービスの開始等に伴い、売上が堅調に推移しました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、前事業年度に比べ80百万円増加し712百万円となりましたが、売上原価率は前事業年度に比べ0.9%低下し、37.6%となりました。

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ195百万円増加の947百万円となりました。新規サービスの開始等に伴い広告宣伝費が前期比29百万円（32.8%増）増の117百万円となったこと、また、従業員数の増加により給与手当等の人件費が前期比58百万円（26.9%増）増の277百万円となったことが主な増加要因です。

(営業利益)

営業利益は、販売管理費の増加に伴い前事業年度に比べ21百万円の減益（8.2%減）の236百万円となりました。

(経常利益)

経常利益は、上記のとおり営業利益が減少したものの受取利息及び有価証券利息等の営業外収入の増加により、前事業年度に比べ16百万円増益（7.7%増）の233百万円となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は134百万円を計上いたしましたが、前事業年度に比べ51百万円減益（27.8%減）となっております。主な要因は、今期より法人税負担の増加があったこと、繰延税金資産を取崩したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は171百万円であります。主な内容は、研修用施設の取得96百万円、及び機能追加を目的とした遠隔教育システムの開発に伴うソフトウェアの取得44百万円であります。

2【主要な設備の状況】

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)	
		建物	機械装置	工具器具 備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都千代田区)	スタジオ設備	2,847	9,799	5,881	—	—	18,528	5(5)
九段北オフィス (東京都千代田区)	事務所設備	—	—	60,681	—	70,593	131,275	46(11)
研修所 (長野県茅野市)	建物	21,057	—	—	—	—	21,057	—
研修所 (山梨県南都留郡 山中湖村)	土地・建物	79,862	—	—	16,466 (694)	—	96,328	—

(注) 1 上記事務所等においては、他の者から建物賃借を受けております。

本社 平成19年3月期賃借料 18,058千円 面積 354.2㎡
九段北オフィス 平成19年3月期賃借料 24,033千円 面積 441.4㎡

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

平成19年3月31日現在

事業所名	所在地	事業の 部門別 の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	東京都 千代田区	—	社内インフラ 増強等	48,300	—	自己資金 及び増資 資金	平成19. 4	平成20. 3	—
本社	東京都 千代田区	—	遠隔教育シス テム開発費等	41,600	—	自己資金 及び増資 資金	平成19. 4	平成20. 3	—

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000
計	150,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	60,459	60,774	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	60,459	60,774	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき発行した新株引受権並びに旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく、新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21並びに旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき発行した新株予約権等は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき発行した新株引受権

①平成13年6月27日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	940	725
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年6月27日 至平成19年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分及び相続は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 株式分割及び調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する時は、次の算式で新株引受権の行使により発行する株式の数を調整する。

$$\text{調整後新株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価額}}$$

また、株式分割及び調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する時は、次の算式により発行価額を調整する。なお、調整により、1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 新株引受権の行使条件

- (1) 付与対象者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。
- ① 権利付与日から2年が経過した日から3年目までは、権利を付与された株式数の5分の2について権利を行使することができる。
 - ② 権利付与日から3年が経過した日から4年目までは、権利を付与された株式数の5分の3について権利を行使することができる。
 - ③ 権利付与日から4年が経過した日から5年目までは、権利を付与された株式数の5分の4について権利を行使することができる。
 - ④ 権利付与日から5年が経過した日から6年目までは、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。
- (2) 付与対象者は、取締役又は使用人の地位を失った後も、6ヶ月間に限り、新株引受権を行使することができる。但し、新株引受権を付与された者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効する。なお、新規事業創出促進法第11条の5第2項に定める「認定支援者」として新株引受権を付与される者については、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めてその認定支援者に通知をした場合その保有する新株引受権は即時失効する。
- (3) この他、権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株引受権を付与された者との間で締結する「新株引受権付与契約書」に定めるところによるものとする。
- 3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

②平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議1

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	151	149
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	755	745
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月16日 至平成20年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。

- ①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。
- ②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。
- ③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。
- ④発行日から5年が経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使できるものとする。

(4) (3)の条件及びこの他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

③平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議2

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	286	277
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,430	1,385
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月16日 至平成20年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分及び相続は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。

- ①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。
- ②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。
- ③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。
- ④発行日から5年が経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社に対する支援の関係が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知した場合、その者の権利は即時失効する。

(3) 新株予約権者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効する。

(4) この他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

④平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議3

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	255	255
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月16日 至平成20年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、発行日から2年が経過した日から6年目までに、発行株式数の全部について権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位であることを要す。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (4) この他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

⑤平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議4

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45	45
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月16日 至平成20年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分及び相続は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、発行日から2年が経過した日から6年目までに、発行株式数の全部について権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社に対する支援の関係が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効する。
 - (4) この他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

⑥平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年9月2日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	23	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115	115
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年9月17日 至平成20年9月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。

①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。

②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。

③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。

④発行日から5年が経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使できるものとする。

(4) この他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

⑦平成15年6月27日定時株主総会及び平成15年7月14日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	490	473
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,450	2,365
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月14日 至平成21年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された新株予約権の一部又は全部を行使することが可能とする。なお、行使可能な新株予約権数が1個の新株予約権数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1個の新株予約権数の整数倍とする。

①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。

②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。

③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。

④発行日から5年が経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。

(2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権者が当社に対する支援者としての地位(取締役会により支援の関係を認められたことによる地位)に基づき新株予約権の割当を受けている場合、権利行使時においても、当社に対する支援者の地位が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。

(3) 相続人による権利行使

①取締役、監査役、使用人の場合

新株予約権者が死亡した場合において相続人が未行使の本新株予約権を承継し、行使することにつき当社の取締役会の承認を得た場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権の全部又は一部を行使することが出来る。但し、新株予約権者が、当社所定の書面により当社に対し相続人による権利行使を予め希望しない旨を届け出た場合は、この限りではない。

②貢献者等、当社に対して支援の関係にある者の場合

支援者としての地位に基づき新株予約権を割り当てられた者につき、その者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効するものとする。

(4) この他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

⑧平成16年6月28日定時株主総会及び平成16年6月28日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	465	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,325	2,275
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月16日 至平成22年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された新株予約権の一部又は全部を行使することが可能とする。なお、行使可能な新株予約権数が1個の新株予約権数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1個の新株予約権数の整数倍とする。
- ①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。
 - ②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。
 - ③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。
 - ④発行日から5年が経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権者が当社に対する支援者としての地位（取締役会により支援の関係を認められたことによる地位）に基づき新株予約権の割当を受けている場合、権利行使時においても、当社に対する支援者の地位が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の關係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。
- (3) 相続人による権利行使
- ①取締役、監査役、使用人の場合
新株予約権者が死亡した場合において相続人が未行使の本新株予約権を承継し、行使することにつき当社の取締役会の承認を得た場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権の全部又は一部を行使することが出来る。但し、新株予約権者が、当社所定の書面により当社に対し相続人による権利行使を予め希望しない旨を届け出た場合は、この限りではない。
 - ②貢献者等、当社に対して支援の關係にある者の場合
支援者としての地位に基づき新株予約権を割り当てられた者につき、その者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効するものとする。
- (4) この他の条件は、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

⑨平成17年6月28日定時株主総会及び平成17年6月28日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,164	1,155
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,820	5,775
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月15日 至平成27年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された新株予約権の一部又は全部を行使することが可能とする。なお、行使可能な新株予約権数が1個の新株予約権数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1個の新株予約権数の整数倍とする。

- ①発行日から2年が経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。
- ②発行日から3年が経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3に至るまで権利を行使することができる。
- ③発行日から4年が経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4に至るまで権利を行使することができる。
- ④発行日から5年が経過した日から10年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。

- (2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。但し、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権者が当社に対する支援者としての地位（取締役会により支援の関係を認められたことによる地位）に基づき新株予約権の割当を受けている場合、権利行使時においても、当社に対する支援者の地位が継続していることを要す。新株予約権者は、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めて対象者に通知をした場合、その者の権利は即時失効する。

- (3) 相続人による権利行使

①取締役、監査役、使用人の場合

新株予約権者が死亡した場合において相続人が未行使の本新株予約権を承継し、行使することにつき当社の取締役会の承認を得た場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権の全部又は一部を行使することが出来る。但し、新株予約権者が、当社所定の書面により当社に対し相続人による権利行使を予め希望しない旨を届け出た場合は、この限りではない。

②貢献者等、当社に対して支援の関係にある者の場合

支援者としての地位に基づき新株予約権を割り当てられた者につき、その者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効するものとする。

- (4) この他の条件は、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 3 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成14年8月1日 (注) 1	183.8	8,576.8	30,525	729,650	5,075	488,548
平成15年7月15日 (注) 2	80	8,656.8	10,000	739,650	10,000	498,548
平成17年10月12日 (注) 3	2,006	10,662.8	250,750	990,400	250,750	749,298
平成17年10月31日 (注) 4	42,651.2	53,314	—	990,400	—	749,298
平成17年12月12日 (注) 5	5,000	58,314	361,250	1,351,650	568,750	1,318,048
平成17年12月13日 ～平成18年3月31日 (注) 3	1,100	59,414	27,500	1,379,150	27,500	1,345,548
平成18年4月1日 ～平成19年3月31日 (注) 3	1,045	60,459	26,125	1,405,275	26,125	1,371,673

(注) 1 合併(合併比率 1:0.2)により、(株)ブレイクスルー株主2名、(株)エルティエーエンパワー株主13名に新株式183.8株を交付しております。

2 有償第三者割当

発行価格 250,000円

資本組入額 125,000円

割当先 松本孝利(80株)

3 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づく新株引受権並びに旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による新株発行であります。

4 株式分割

株式1株を5株に分割しております。

5 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 200,000円 引受価額 186,000円

発行価額 144,500円 資本組入額 72,250円

6 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が315株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,875千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	証券 会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	12	30	15	11	2,772	2,843	—
所有株式 (数)	—	987	869	1,947	3,519	2,296	50,841	60,459	—
所有株式 数の割合 (%)	—	1.63	1.44	3.22	5.82	3.80	84.09	100.00	—

(注) 自己株式7株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大前 研一	東京都千代田区六番町	28,464	47.07
ユーロクリアーバンクエスエイエヌ ブイ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	(東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	1,468	2.42
宮本 雅史	東京都目黒区青葉台	940	1.55
エフダブリューファイブレグセン (常任代理人 当社)	(東京都千代田区六番町1-7)	940	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口) 取締役社長 伊戸 富士 雄	東京都中央区晴海1-8-11	770	1.27
村井 純	東京都世田谷区成城	755	1.24
伊藤 泰史	東京都文京区湯島	687	1.13
ケイシスバンクエパーニャエスエー クライアーツアカウント822000 (常任代理人 株式会社三井住友銀 行資金証券サービス部)	(東京都千代田区丸の内1-3-2)	600	0.99
黄茂雄 (常任代理人 当社)	(東京都千代田区六番町1-7)	600	0.99
ダブリューエルエススペンサーファ ンディション (常任代理人 当社)	(東京都千代田区六番町1-7)	490	0.81
ジョンワーズワース (常任代理人 当社)	(東京都千代田区六番町1-7)	490	0.81
計	—	36,204	59.88

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、信託業務(証券投資信託、年金信託等)に係る株式数であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 60,452	60,452	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	60,459	—	—
総株主の議決権	—	60,452	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) (株)ビジネス・ブレイクス ルー	東京都千代田区 六番町1番7号	7	—	7	0.01
計	—	7	—	7	0.01

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づき、新株引受権方式により当社取締役、当社使用人及び特定支援者に対して付与することを、平成13年6月27日定時株主総会において決議されたものであります。また、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づき、新株予約権方式により当社取締役、当社使用人及び当社貢献者・支援者に対して付与することを、平成14年6月25日定時株主総会、平成15年6月27日定時株主総会、平成16年6月28日定時株主総会及び平成17年6月28日定時株主総会において決議されております。当該制度は次のとおりであります。

①平成13年6月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数	使用人5名及び特定支援者30名の合計35名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（注）1、3	使用人に対し15株、特定支援者に対し300株 合計315株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（2）新株予約権等の状況 ②に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議1

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、使用人32名の合計35名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（注）1、4	取締役に對し35株、使用人に対し239株 合計274株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（2）新株予約権等の状況 ③に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議2

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	貢献者・支援者 合計40名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(注)1、5	貢献者・支援者に対し 合計412株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(2)新株予約権等の状況 ④に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年8月1日取締役会決議3

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	(株)ブレイクスルーと(株)エルティールエンパワーとの合併に関する、取締役2名、使用人5名 合計7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(注)1、6	合併関連 取締役に対し1,114株、使用人に対し55株 合計1,169株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(2)新株予約権等の状況 ⑤に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤平成14年6月25日定時株主総会及び平成14年9月2日取締役会決議

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	使用人1名の合計1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(注)1、7	使用人に対し23株 合計23株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(2)新株予約権等の状況 ⑦に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥平成15年6月27日定時株主総会及び平成15年7月14日取締役会決議

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役7名、監査役4名、使用人33名 貢献者・協力者44名、合計88名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（注）1、8	取締役に対し197株、監査役に対し20株、使用人に対し164株、 貢献者・協力者に対し276株、合計657株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（2）新株予約権等の状況 ⑧に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

⑦平成16年6月28日定時株主総会及び平成16年6月28日取締役会決議

決議年月日	平成16年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、監査役3名、使用人34名 貢献者・協力者48名、合計91名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（注）1、9	取締役に対し144株、監査役に対し15株、使用人に対し161株 貢献者・協力者に対し237株、合計557株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（2）新株予約権等の状況 ⑨に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

⑧平成17年6月28日定時株主総会及び平成17年6月28日取締役会決議

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、監査役3名、使用人32名 貢献者・協力者39名、合計84名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（注）1、10	取締役に対し635株、監査役に対し50株、使用人に対し134株 貢献者・協力者に対し398株、合計1,217株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（2）新株予約権等の状況 ⑩に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

（注）1 平成17年10月14日開催の取締役会決議により、平成17年10月31日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

- 2 特定支援者とは、新事業創出促進法第11条の5第2項に定める「認定支援者」であります。当社は、総務省より、平成13年5月29日、当社の遠隔教育システムを利用しての新事業分野開拓実施計画について新事業創出促進法の認定を受け、特定支援者の意欲や士気を一層高めることを目的として、同法第11条の2第1項の規定に基づく新株引受権を、認定特定支援者30名に付与しております。
- 3 付与対象者の退職又は認定支援者でなくなった等による権利の喪失及び新株引受権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は725株であります。
- 4 付与対象者の退職等による権利喪失及び新株予約権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は745株であります。
- 5 付与対象者のうち、支援者でなくなった等による権利の喪失及び新株予約権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は1,385株であります。
- 6 新株予約権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は255株であります。
- 7 提出日の前月末現在、株式の数は115株であります。
- 8 付与対象者のうち、支援者でなくなった等による権利の喪失及び新株予約権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は2,365株であります。
- 9 付与対象者のうち、支援者でなくなった等による権利の喪失及び新株予約権の権利行使により、提出日の前月末現在、株式の数は2,275株であります。
- 10 付与対象者のうち、支援者でなくなった等による権利の喪失により、提出日の前月末現在、株式の数は5,775株であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	7	—	7	—

3【配当政策】

当社は、平成19年3月31日現在、繰越損失328百万円を計上しており、設立以来、利益配当を実施したことはありません。しかしながら、当社では、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、繰越損失一掃後は、各期の経営成績、企業体質の強化と事業展開に向けた内部留保の充実を総合的に勘案しながら、利益配当の実施について決定していく方針であります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	—	436,000	278,000
最低(円)	—	—	—	203,000	96,100

(注) 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

当社株式は、平成17年12月13日から東京証券取引所市場（マザーズ）に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	134,000	124,000	115,000	128,000	130,000	108,000
最低(円)	122,000	96,100	103,000	103,000	107,000	100,000

(注) 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		大前 研一	昭和18年2月21日生	昭和45年4月 ㈱日立製作所入社 昭和47年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 昭和54年7月 同社支社長に就任 昭和56年7月 同社ディレクターに就任 平成元年7月 同社アジア太平洋グループ会長に就任 平成4年11月 平成維新の会設立、代表に就任 平成8年10月 スタンフォード大学大学院ビジネススクール客員教授に就任 平成9年1月 カルフォルニア大学ロスアンゼルス校ビジネススクール客員教授に就任 平成9年4月 ㈱大前・アンド・アソシエーツ代表取締役に就任(現任) 平成10年4月 当社設立、代表取締役社長に就任(現任) 平成10年5月 ㈱エブリディ・ドット・コム設立、代表取締役社長に就任 平成14年6月 ㈱ジェネラル・サービス設立、代表取締役社長に就任 平成16年9月 ㈱エブリディ・ドット・コム取締役会長に就任(現任) 平成17年7月 ㈱ジェネラル・サービス取締役会長に就任(現任)	(注) 4	28,464
代表取締役副社長	経営企画部リーダー兼総務部リーダー兼LTEリーダー	伊藤 泰史	昭和35年9月17日生	昭和61年4月 三菱電機㈱入社 平成10年4月 当社設立 平成10年12月 当社取締役に就任 平成13年2月 ㈱ディスタランニング代表取締役社長に就任 平成13年3月 ㈱ヴィーナスコンセプト代表取締役に就任 平成18年11月 当社代表取締役副社長に就任(現任)	(注) 4	687
取締役	個人営業本部長	政元 竜彦	昭和42年3月28日生	平成2年4月 日商岩井㈱(現 双日㈱)入社 平成6年11月 NISSHO IWAI NEW ZEALAND LTD 出向 平成11年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 4	215
取締役	編成制作局長	田中 健一	昭和35年6月12日生	昭和62年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社 平成3年4月 マルマン㈱入社 平成9年10月 ㈱大前・アンド・アソシエーツ入社 平成11年4月 ㈱ブレークスルー取締役に就任 平成13年5月 ㈱エル・ティール・エンパワー取締役に就任 平成14年8月 当社執行役員に就任 平成17年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 4	103
取締役	経理部リーダー	徳永 裕司	昭和44年8月25日生	平成4年4月 五洋建設株式会社 入社 平成13年7月 当社入社 平成14年8月 当社執行役員に就任 平成17年6月 当社取締役に就任(現任)	(注) 4	24
取締役		渡邊 隆治	昭和12年3月1日生	昭和36年4月 東京芝浦電機㈱(現 ㈱東芝)入社 昭和45年2月 赤井電機㈱入社 昭和58年12月 ㈱ニフコ入社 平成8年6月 同社常務取締役に就任 平成10年9月 当社取締役に就任(現任) 平成13年6月 同社代表取締役社長に就任(現任)	(注) 4	110

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		鈴木 尚	昭和36年8月30日生	昭和61年9月 株式会社スクウェア（現 株式会社スクウェア・エニックス）設立、取締役に就任 平成3年10月 SQUARE SOFT, INC. 取締役社長に就任 平成10年9月 当社取締役に就任（現任） 平成12年5月 株式会社スクウェア代表取締役に社長に就任 平成14年6月 同社取締役会長に就任 平成16年7月 株式会社LDH代表取締役に社長に就任 平成16年8月 株式会社TASK代表取締役に社長に就任（現任） 平成17年3月 楽天株式会社取締役に就任（現任） 平成17年12月 株式会社パワー・トゥ・ザ・ピープル取締役に就任（現 株式会社PTP） 平成18年10月 株式会社LDH相談役に就任（現任） 平成19年4月 株式会社PTP取締役に社長に就任（現任）	(注) 4	50
取締役		石井 康雄	昭和9年1月6日生	昭和32年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社 昭和61年6月 同社取締役に就任 平成2年6月 同社常務取締役に就任 平成4年6月 エヌ・ティ・ティ・リース㈱代表取締役に社長に就任 平成10年6月 同社取締役相談役に就任 平成10年9月 当社監査役に就任 平成12年6月 ニチエレ㈱代表取締役に社長に就任 平成15年6月 同社顧問に就任（現任） 平成15年10月 ㈱ヘルシーネット（現ケンコーコム㈱）取締役に就任（現任） 平成17年6月 当社取締役に就任（現任）	(注) 4	97
取締役		廣瀬 光雄	昭和12年3月31日生	昭和39年4月 大日本印刷㈱入社 昭和63年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル㈱代表取締役に社長に就任 平成11年1月 同社最高顧問に就任 平成11年10月 同社ビジョンケアカンパニー最高顧問に就任（現任） 平成12年6月 当社監査役に就任 平成14年12月 パシフィックゴルフマネージメント㈱取締役に社長に就任 平成15年6月 ㈱ニチレイ取締役に就任（現任） 平成17年6月 当社取締役に就任（現任） 平成18年5月 パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス㈱代表取締役に社長に就任（現任）	(注) 4	138
監査役(常勤)		久保 光生	昭和11年3月7日生	昭和34年4月 東京芝浦電機㈱（現 ㈱東芝）入社 平成2年6月 同社取締役に就任 平成5年6月 東京電気㈱（現 東芝テック㈱）代表取締役に社長に就任 平成11年6月 同社相談役に就任 平成12年6月 当社監査役に就任（現任）	(注) 5	248

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		志村 晶	昭和23年9月5日生	昭和46年7月 理学電機(株) (現 ㈱リガク) 及び理学電機工業(株) 代表取締役社長に就任 (現任) 昭和61年11月 ㈱リガク 代表取締役社長に就任 平成12年3月 Osmic, Inc. 会長兼最高経営責任者に就任 (現任) 平成13年3月 Rigaku/MSC, Inc. 会長兼最高経営責任者に就任 平成16年3月 Rigaku/MSC, Inc. 会長に就任 平成16年4月 ㈱リガク (合併により社名変更) 代表取締役社長に就任 (現任) 平成17年6月 当社監査役に就任 (現任) 平成17年9月 Rigaku Americas Corporation 取締役会長に就任 (現任)	(注) 6	1
監査役		村田 正樹	昭和32年6月9日生	昭和57年4月 野村証券(株) 入社 平成15年4月 野村信託銀行(株) 資金・為替部、資産金融部部長に就任 平成15年6月 森トラスト・アセットマネジメント(株)代表取締役社長に就任 (現任) 平成15年9月 森トラスト総合リート投資法人 執行役員に就任 (現任) 平成17年6月 当社監査役に就任 (現任) 平成18年6月 MTラボ株式会社 代表取締役社長に就任 (現任)	(注) 6	—
監査役		松本 洋	昭和26年6月28日生	昭和51年4月 日本鋼管(株) (現JFEスチール(株)) 入社 平成6年6月 米国ナショナルスチール取締役上席執行役員副社長兼プロコイル社代表取締役社長に就任 平成11年4月 KVHテレコム社代表取締役社長兼CEOに就任 平成12年11月 ㈱アルファパーチェス 代表取締役社長兼CEOに就任 平成16年6月 ㈱ソラン取締役に就任 平成16年6月 ㈱ベネッセコーポレーション 取締役に就任 (現任) 平成18年3月 ㈱アルファパーチェス 取締役兼共同会長に就任 (現任) 平成18年4月 ㈱アリックスパートナーズ・エルエルシーマネージング・ディレクター・日本代表に就任 平成18年6月 当社監査役に就任 (現任) 平成19年3月 アドベント インターナショナル社 日本代表兼マネージングディレクターに就任 (現任)	(注) 7	—
計						30,137

- (注) 1 取締役鈴木尚、渡邊隆治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役久保光生、志村晶、村田正樹、松本洋は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役村田正樹は、㈱MTラボの代表取締役、森トラスト総合リート投資法人の執行役員と当社の監査役を兼任しますが、投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- 4 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

- 5 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 監査役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制・リスク管理体制の整備の状況（平成19年6月28日現在）

① 取締役会

取締役会は、9名の取締役により構成され、うち5名が常勤取締役、4名が非常勤取締役（うち2名が社外取締役）であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

② 監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。常勤監査役は経営会議に出席し、十分な情報に基づいて経営全般に関し幅広く検討を行っております。各監査役は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。

また、監査計画に基づく監査の実施状況や各監査役からの経営情報を共有化するなど、監査役間のコミュニケーションの向上により監査の充実に努めております。

③ 経営会議

当社では、原則として月1回、常勤取締役、各部署の責任者及び常勤監査役が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

④ 監査法人等

当社は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人から意見を聞くなど協力体制を構築し、内部監査の実施や社内規定をはじめ、「コンプライアンスマニュアル」などの内規を整備するなど、リスク管理を徹底し、当社の役員や社員へ法令遵守の重要性を啓蒙することによりコンプライアンスの向上に努めております。

⑤ 会社情報管理体制

当社では、「内部情報管理規程」を策定し、この規程に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。重要情報が発生した場合、当該事実を認識した部門から速やかに総務部に情報が集約され、全社の情報開示責任である総務部担当役員への報告・事実確認手続きを行っております。また、各部門のリーダーは、各部門における情報管理責任者として、全社の情報管理責任者と連携して内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性の認識・浸透を図っております。

(3) 内部監査及び監査役監査

内部監査は、経理部内にその役割を置いており、経理部リーダー1名および経理部スタッフ3名の計4名の体制にて、毎期監査計画を作成し、その監査計画に従って、業務監査を実施しております。内部監査の結果については、監査実施後、速やかに社長へ報告しております。

監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画などに従い、定期的に監査を実施し、その他取締役会及び経営会議への出席や、取締役からその職務の執行状況について聴取するなど取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより、会計監査人との連携をはかっております。

(4) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

人的資本的関係、その他取引関係はありません。

(5) 会計監査の状況

当社は、みすず監査法人（平成18年9月1日付で中央青山監査法人から名称を変更しております。）及び東邦監査法人と監査契約を結び、会社法及び証券取引法に基づく会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

（みすず監査法人）

指定社員業務執行社員 公認会計士 東田 夏記

指定社員業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

監査業務にかかわる補助者の構成は次のとおりであります。

公認会計士 2名、その他 4名、合計 6名

（東邦監査法人）

指定社員業務執行社員 公認会計士 齋藤 義文

指定社員業務執行社員 公認会計士 井上 幸一（平成19年3月死去）

監査業務にかかわる補助者の構成は次のとおりであります。

公認会計士 2名

（注）当社の会計監査人でありましたみすず監査法人（旧中央青山監査法人）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間、業務停止処分を受けました。これにより同監査法人は当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避するため東邦監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。また監査業務の充実をはかり、監査の継続性を確保するため業務停止期間経過後の平成18年9月1日をもってみすず監査法人を一時会計監査人に追加選任し、共同監査体制といたしております。

(6) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 129百万円（うち社外取締役 0百万円）

監査役の年間報酬総額 2百万円（うち社外監査役 2百万円）

(7) 監査報酬の内容

当事業年度における当社のみすず監査法人及び東邦監査法人に対する報酬は以下のとおりであります。

	区分	支払額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	みすず監査法人	6百万円
	東邦監査法人	6百万円
計		13百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(8) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(9) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人により監査を受け、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表についてはみずほ監査法人及び東邦監査法人により共同監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みずほ監査法人となりました。

3 連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		2,107,051		2,309,337		
2 売掛金		182,728		154,413		
3 材料		1,320		2,948		
4 仕掛品		31,656		46,679		
5 前払費用		3,632		11,833		
6 繰延税金資産		46,497		5,750		
7 その他		716		5,512		
貸倒引当金		△535		△303		
流動資産合計		2,373,066	88.2	2,536,172	85.8	
II 固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 建物		28,126		109,986		
減価償却累計額		4,303	23,823	6,219	103,766	
2 構築物		1,085		1,085		
減価償却累計額		253	831	371	713	
3 機械及び装置		93,804		93,804		
減価償却累計額		80,451	13,353	84,005	9,799	
4 車両運搬具		4,638		4,638		
減価償却累計額		2,067	2,571	2,887	1,751	
5 工具器具及び備品		140,290		154,410		
減価償却累計額		57,339	82,951	87,847	66,563	
6 土地			—		16,466	
有形固定資産合計			123,530		199,060	6.7
(2) 無形固定資産						
1 借地権			84,671		84,671	
2 商標権			1,186		1,463	
3 ソフトウェア			43,503		70,593	
4 電話加入権			1,306		1,306	
5 ソフトウェア仮勘定			6,000		8,525	
無形固定資産合計			136,667	5.1	166,559	5.6

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(3) 投資その他の資産					
1 長期前払費用		3,139		1,541	
2 差入保証金		53,741		53,006	
3 その他		53		53	
投資その他の資産合計		56,933	2.1	54,601	1.9
固定資産合計		317,132	11.8	420,221	14.2
資産合計		2,690,198	100.0	2,956,393	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		6,902		3,068	
2 未払金		31,209		10,883	
3 未払費用		106,260		116,710	
4 未払法人税等		9,222		63,216	
5 未払消費税等		1,162		6,333	
6 前受金		257,331		288,481	
7 預り金		5,856		9,492	
8 その他		558		136	
流動負債合計		418,504	15.6	498,322	16.9
負債合計		418,504	15.6	498,322	16.9
(資本の部)					
I 資本金	※1	1,379,150	51.2	—	—
II 資本剰余金					
1 資本準備金		1,345,548		—	
2 その他資本剰余金					
(1) 自己株式処分差益		10,000		—	
資本剰余金合計		1,355,548	50.4	—	—
III 利益剰余金					
当期末処理損失		463,003		—	
利益剰余金合計		△463,003	△17.2	—	—
資本合計		2,271,694	84.4	—	—
負債・資本合計		2,690,198	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			—	1,405,275	47.5
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		1,371,673	
(2) その他資本剰余金		—		10,000	
資本剰余金合計			—	1,381,673	46.7
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金		—			
繰越利益剰余金		—		△328,877	
利益剰余金合計			—	△328,877	△11.1
株主資本合計			—	2,458,070	83.1
純資産合計			—	2,458,070	83.1
負債純資産合計			—	2,956,363	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,643,171	100.0		1,897,242	100.0
II 売上原価			632,272	38.5		712,451	37.6
売上総利益			1,010,898	61.5		1,184,790	62.4
III 販売費及び一般管理費							
1 広告宣伝費		88,350			117,357		
2 販売促進費		13,890			12,231		
3 役員報酬		115,950			132,132		
4 給与手当		218,806			277,558		
5 法定福利費		23,506			32,106		
6 地代家賃		35,759			47,423		
7 業務委託費		68,814			74,047		
8 支払手数料		64,088			62,360		
9 減価償却費		18,264			35,677		
10 貸倒損失		51			—		
11 その他		105,291	752,772	45.8	156,920	947,815	50.0
営業利益			258,125	15.7		236,975	12.4
IV 営業外収益							
1 受取利息		6			1,098		
2 有価証券利息		—			2,047		
3 為替差益		392			1,506		
4 貸倒引当金戻入益		401			231		
5 償却債権取立益		180			—		
6 その他		77	1,056	0.1	244	5,129	0.3
V 営業外費用							
1 公開関連費用		18,752			—		
2 新株発行費		21,647			—		
3 株式交付費		—			1,085		
4 工具器具及び備品除却損		1,392			295		
5 ソフトウェア除却損		—			668		
6 建物除却損		401			983		
7 たな卸資産処分損		—			1,406		
8 過年度租税公課		—			4,131		
9 その他		57	42,251	2.6	—	8,570	0.4
経常利益			216,931	13.2		233,534	12.3

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	101,020	15.7	71,759	9.9
II 労務費		60,765	9.4	65,907	9.0
III 経費		482,800	74.9	591,442	81.1
当期総製造費用		644,586	100.0	729,109	100.0
期首仕掛品たな卸高		19,792		31,656	
合計	※ 2	664,379		760,765	
期末仕掛品たな卸高		31,656		46,679	
他勘定振替高		450		1,634	
売上原価		632,272		712,451	

(原価計算の方法)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)

同 上

(注)※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

(単位:千円)

項目	第 8 期	第 9 期
映像放出料	115,583	113,500
業務委託費	154,713	225,559
二次利用ロイヤリティ	61,176	71,384

※ 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位:千円)

項目	第 8 期	第 9 期
販売促進費	450	288
たな卸資産処分損	—	1,406
合計	450	1,634

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	1,379,150	1,345,548	10,000	1,355,548	△463,003	2,271,694	2,271,694
事業年度中の変動額							
新株の発行	26,125	26,125	—	26,125	—	52,250	52,250
当期純利益	—	—	—	—	134,125	134,125	134,125
事業年度中の変動額合計 (千円)	26,125	26,125	—	26,125	134,125	186,375	186,375
平成19年3月31日残高 (千円)	1,405,275	1,371,673	10,000	1,381,673	△328,877	2,458,070	2,458,070

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		216,931	233,534
減価償却費		34,396	58,392
貸倒引当金の減少額		△401	△231
受取利息		△6	△3,146
固定資産除却損		1,794	1,947
売上債権の減少額		2,520	28,314
たな卸資産の増加額		△6,324	△16,651
仕入債務の減少額		△6,701	△3,834
未払費用の増加額		19,669	10,449
前受金の増加額		20,203	31,150
未払消費税等の増加額(△減少額)		△4,222	5,170
その他		26,323	△8,222
小計		304,183	336,873
利息の受取額		6	3,061
法人税等の支払額		△9,270	△3,239
営業活動によるキャッシュ・フロー		294,918	336,694
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△55,475	△137,177
無形固定資産の取得による支出		△30,912	△48,910
関係会社の清算による収入		19,695	—
保証金の差入による支出		△36,388	△14,154
保証金の戻入による収入		—	14,889
投資活動によるキャッシュ・フロー		△103,081	△185,353
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		1,486,500	52,250
自己株式の処分による収入		10,000	—
新株発行に伴う支出		△21,579	△1,085
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,474,920	51,164
IV 現金及び現金同等物にかかる換算差額		—	△220
V 現金及び現金同等物の増加額		1,666,757	202,286
VI 現金及び現金同等物の期首残高		440,294	2,107,051
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	2,107,051	2,309,337

⑤【損失処理計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処理損失			463,003
II 次期繰越損失			463,003

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 材料 先入先出法による原価法 仕掛品 番組制作仕掛品・コンテンツ 制作品 …個別法による原価法 コンテンツの二次利用による 制作品 …先入先出法による原価法	たな卸資産 材料 同左 仕掛品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得 した建物（建物附属設備を除く）に ついては、定額法によっておりま す。なお、耐用年数および残存価額 については、法人税法の規定によっ ております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用ソフトウェアについ ては社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。 また、耐用年数（自社利用のソフト ウェアを除く）は法人税法の規定に 基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 支出時に全額費用として処理して おります。 (2) 株式交付費 _____	(1) 新株発行費 _____ (2) 株式交付費 支出時に全額費用として処理して おります。
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失の発生に備えるた め、一般債権については過去の貸倒 実績に基づき算定した実績繰入率に より、貸倒懸念債権等の個別債権に ついては回収不能見込額を計上して おります。	貸倒引当金 同左
5 売上高の計上基準	受講料収入については、原則として、 受講期間に対応して収益を計上して おります。また、大学院大学の入学 料収入については、入学手続完了 時に収益を計上してしております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成17年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,458,070千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 授権株式数 普通株式 150,000株 (注) 平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株の株式分割に伴う定款の変更が行われ、120,000株増加いたしました。</p> <p>発行済株式数 普通株式 59,414株 (注) 平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株の株式分割に伴う新株式の発行を行い42,651.2株、平成17年12月13日付で公募増資による新株の発行を行い5,000株増加いたしました。その他、ストックオプションの権利行使により3,106株増加しております。</p>	—————
<p>2 自己株式の保有数 普通株式 7株 平成14年8月に(株)エルティエエンパワーを吸収合併する際、当社が所有する同社株式に対して株式を割り当てた結果生じた自己株式の一部であり、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その2)」(企業会計基準適用指針第5号 平成14年9月25日)に従い、自己株式数のみ増加する処理をしております。</p>	—————
<p>3 資本の欠損の額は453,003千円であります。</p>	—————

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	59,414	1,045	—	60,459

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株引受権及び新株予約権の行使による増加 1,045株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7	—	—	7

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
平成14年6月25日定時株主総会決議及び平成14年8月1日取締役会決議新株予約権	普通株式	45	—	—	45	—
合計		45	—	—	45	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 2,107,051千円 預入期間が3ヶ月を超える ー 定期預金 ー 現金及び現金同等物 <u>2,107,051千円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 2,309,337千円 預入期間が3ヶ月を超える ー 定期預金 ー 現金及び現金同等物 <u>2,309,337千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">8,600</td> <td style="text-align: center;">5,620</td> <td style="text-align: center;">2,979</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	8,600	5,620	2,979	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">4,194</td> <td style="text-align: center;">2,236</td> <td style="text-align: center;">1,957</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	4,194	2,236	1,957
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	8,600	5,620	2,979														
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	4,194	2,236	1,957														
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額については、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,022千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,957千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,979千円</td> </tr> </table>	1年内	1,022千円	1年超	1,957千円	合計	2,979千円	(注) 同左 2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">838千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,118千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,957千円</td> </tr> </table>	1年内	838千円	1年超	1,118千円	合計	1,957千円				
1年内	1,022千円																
1年超	1,957千円																
合計	2,979千円																
1年内	838千円																
1年超	1,118千円																
合計	1,957千円																
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額については、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,940千円 減価償却費相当額 1,940千円 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5 減損損失について リース資産に配分された減損損失はありません。	(注) 同左 3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,022千円 減価償却費相当額 1,022千円 4 減価償却費相当額の算定方法 同左 5 減損損失について 同左																

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年 6月26日 定時株主総会決議	平成13年 6月27日 定時株主総会決議	平成14年 6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年 8月 1日 取締役会決議 1
付与対象者の区分及び数	取締役 6名、使用人18名	使用人 5名、 特定支援者30名	取締役 3名、使用人32名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,490株	普通株式 1,575株	普通株式 1,370株
付与日	平成13年 2月26日	平成13年 8月27日	平成14年 8月16日
権利確定条件	<p>(1) 付与対象者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①権利付与日から2年が経過した日から3年目までは、権利を付与された株式数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②権利付与日から3年が経過した日から4年目までは、権利を付与された株式数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③権利付与日から4年が経過した日から5年目までは、権利を付与された株式数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④権利付与日から5年が経過した日から6年目までは、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(2) 付与対象者は、取締役又は使用人の地位を失った後も、6ヶ月間に限り、新株引受権を行使することができる。</p>	<p>(1) 付与対象者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①権利付与日から2年が経過した日から3年目までは、権利を付与された株式数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②権利付与日から3年が経過した日から4年目までは、権利を付与された株式数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③権利付与日から4年が経過した日から5年目までは、権利を付与された株式数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④権利付与日から5年が経過した日から6年目までは、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。</p> <p>(2) 付与対象者は、取締役又は使用人の地位を失った後も、6ヶ月間に限り、新株引受権を行使することができる。なお、新規事業創出促進法第11条の5第2項に定める「認定支援者」として新株引受権を付与される者については、当社に対する支援の関係が消滅したと当社が認めた場合その保有する新株引受権は即時失効する。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成14年 6月26日 至 平成18年 6月25日	自 平成15年 6月27日 至 平成19年 6月26日	自 平成16年 8月16日 至 平成20年 8月15日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議2	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議3	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年9月2日 取締役会決議
付与対象者の区分及び数	貢献者・支援者40名	(株)ブレークスルーと(株)エル ティエンパワーとの合併 に関する、取締役2名、使 用人5名	使用人1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,060株	普通株式 5,845株	普通株式 115株
付与日	平成14年8月16日	平成14年8月16日	平成14年9月17日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社に対する支援の関係が継続していることを要す。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、発行日から2年を経過した日から6年目までに、発行株式数の全部について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年8月16日 至 平成20年8月15日	自 平成16年8月16日 至 平成20年8月15日	自 平成16年9月17日 至 平成20年9月16日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年6月27日 定時株主総会決議 及び平成15年7月14日 取締役会決議	平成16年6月28日 定時株主総会決議 及び平成16年6月28日 取締役会決議	平成17年6月28日 定時株主総会決議 及び平成17年6月28日 取締役会決議
付与対象者の区分及び数	取締役7名、監査役4名、 使用人33名、貢献者・協力 者44名	取締役6名、監査役3名、 使用人33名、貢献者・協力 者46名	取締役10名、監査役3名、 使用人32名、貢献者・協力 者39名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,285株	普通株式 2,785株	普通株式 6,085株
付与日	平成15年7月14日	平成16年7月16日	平成17年7月15日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から6年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。</p>	<p>(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。</p> <p>①発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の5分の2について権利を行使することができる。</p> <p>②発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の5分の3について権利を行使することができる。</p> <p>③発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の5分の4について権利を行使することができる。</p> <p>④発行日から5年を経過した日から10年目までは、発行新株予約権数の総数について権利を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は使用人の地位に基づき新株予約権の割当を受けている場合、それら何れの地位も失った場合、その保有する新株予約権は即時失効する。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年7月14日 至 平成21年7月13日	自 平成18年7月16日 至 平成22年7月15日	自 平成19年7月15日 至 平成27年7月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(ストック・オプションの数)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年6月26日 定時株主総会決議	平成13年6月27日 定時株主総会決議	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議1
権利確定前 前事業年度 付与 失効 権利確定 未確定残	(株) — — — — —	300 — — 300 —	455 — 50 205 200
権利確定後 前事業年度 権利確定 権利行使 失効 未行使残	(株) 490 — 465 25 —	850 300 210 — 940	520 205 170 — 555

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議2	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議3	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年9月2日 取締役会決議
権利確定前 前事業年度 付与 失効 権利確定 未確定残	(株) 670 — — 340 330	— — — — —	45 — — 20 25
権利確定後 前事業年度 権利確定 権利行使 失効 未行使残	(株) 790 340 30 — 1,100	275 — 20 — 255	70 20 — — 90

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年6月27日 定時株主総会決議 及び平成15年7月14日 取締役会決議	平成16年6月28日 定時株主総会決議 及び平成16年6月28日 取締役会決議	平成17年6月28日 定時株主総会決議 及び平成17年6月28日 取締役会決議
権利確定前 前事業年度 付与 失効 権利確定 未確定残	(株) 1,785 — 65 570 1,150	2,535 — 130 955 1,450	6,040 — 220 — 5,820
権利確定後 前事業年度 権利確定 権利行使 失効 未行使残	(株) 800 570 70 — 1,300	— 955 80 — 875	— — — — —

(単価情報)

	平成12年6月26日 定時株主総会決議	平成13年6月27日 定時株主総会決議	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議1
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	168,027	125,944	144,669
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議2	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年8月1日 取締役会決議3	平成14年6月25日 定時株主総会決議 及び平成14年9月2日 取締役会決議
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	112,302	114,789	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

	平成15年6月27日 定時株主総会決議 及び平成15年7月14日 取締役会決議	平成16年6月28日 定時株主総会決議 及び平成16年6月28日 取締役会決議	平成17年6月28日 定時株主総会決議 及び平成17年6月28日 取締役会決議
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	140,682	115,988	—
付与日における 公正な評価単価	—	—	—

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成18年3月31日現在)	当事業年度 (平成19年3月31日現在)
繰延税金資産		
繰越欠損金	43,844	—
貸倒引当金繰入限度超過額	217	—
未払事業税否認	2,434	5,750
繰延税金資産小計	46,497	5,750
評価性引当額	—	—
繰延税金資産計	46,497	5,750

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成18年3月31日現在)	当事業年度 (平成19年3月31日現在)
流動資産-繰延税金資産	46,497	5,750

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成18年3月31日現在)	当事業年度 (平成19年3月31日現在)
法定実効税率	40.7	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
住民税均等割等	1.9	
評価性引当額	△28.9	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.3	

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等、及び、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)横浜コンサルティンググループ	東京都千代田区	10,000	著作・講演等の企画・運営管理	-	役員1名	建物の賃借	家賃及び共益費の支払(注1)	-	敷金	2,462
									20,510	未払費用	1,642

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 契約価格については、不動産鑑定士の意見を参考に、近隣の市場賃料水準を勘案して決定しております。
 2 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高(敷金を除く)には消費税等が含まれております。

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等、及び、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)横浜コンサルティンググループ	東京都千代田区	10,000	著作・講演等の企画・運営管理	-	役員1名	建物の賃借	家賃及び共益費の支払(注1)	-	敷金	2,462
									18,058	前払費用	1,456

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 契約価格については、不動産鑑定士の意見を参考に、近隣の市場賃料水準を勘案して決定しております。
 2 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高(敷金を除く)には消費税等が含まれております。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
1株当たり純資産額 38,239.51円	1株当たり純資産額 40,661.53円						
1株当たり当期純利益金額 3,746.64円	1株当たり当期純利益金額 2,235.23円						
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 2,931.72円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 1,929.93円						
<p>当社は、平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>13,681.87円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>3,901.00円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場かつ非登録であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>		前事業年度		1株当たり純資産額	13,681.87円	1株当たり当期純利益金額	3,901.00円
前事業年度							
1株当たり純資産額	13,681.87円						
1株当たり当期純利益金額	3,901.00円						

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	185,820	134,125
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	185,820	134,125
期中平均株式数(株)	49,596	60,005
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加額(株)	13,786	9,492
(うち新株引受権及び新株予約権)	(13,786)	(9,492)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

- 2 当社は、平成17年10月14日開催の取締役会において、株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をし、平成17年10月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式について、平成17年10月31日付で普通株式1株につき5株に分割いたしました。前事業年度における1株あたり情報は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左

⑥ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,126	83,406	1,546	109,986	6,219	2,478	103,766
構築物	1,085	—	—	1,085	371	118	713
機械及び装置	93,804	—	—	93,804	84,005	3,554	9,799
車両運搬具	4,638	—	—	4,638	2,887	820	1,751
工具器具及び備品	140,290	16,137	2,017	154,410	87,847	32,229	66,563
土地	—	16,466	—	16,466	—	—	16,466
有形固定資産計	267,945	116,010	3,563	380,392	181,331	39,201	199,060
無形固定資産							
借地権	84,671	—	—	84,671	—	—	84,671
商標権	1,858	526	—	2,385	922	249	1,463
ソフトウェア	83,332	46,699	970	129,062	58,468	18,941	70,593
電話加入権	1,306	—	—	1,306	—	—	1,306
ソフトウェア仮勘定	6,000	7,775	5,250	8,525	—	—	8,525
無形固定資産計	177,169	55,001	6,220	225,950	59,390	19,190	166,559
長期前払費用	3,139	1,425	3,022	1,541	—	—	1,541

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 研修所購入による増加 80,350千円
ソフトウェア システム開発費による増加 44,759千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	535	303	—	535	303

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」535千円は洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	20
預金	
普通預金	1,896,679
外貨預金	12,399
定期預金	400,238
合計	2,309,337

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ジェーシービー (注)	22,225
株式会社オーエムシーカード (注)	18,913
三井住友カード株式会社(注)	12,063
三菱UFJニコス株式会社(注)	10,867
東京電力株式会社	10,500
BOND大学	9,216
その他	70,626
合計	154,413

(注) クレジットカード各社の売掛金は、主に個人受講料によるものであります。

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
182,728	1,249,590	1,277,904	154,413	89.2	49

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 材料

品目	金額 (千円)
SOLOソフト	2,948
合計	2,948

④ 仕掛品

品目	金額 (千円)
4月以降放映番組制作費	3,713
LTEコンテンツ	19,926
オープンカレッジ用コンテンツ	17,539
高校用コンテンツ	2,654
大前通信CD-ROM	1,478
ブックフェア用CD-ROM	934
その他CD-ROM	432
合計	46,679

⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
NECメディアプロダクツ株式会社	1,452
株式会社教育基礎研究所	468
その他	1,147
合計	3,068

⑥ 前受金

相手先	金額 (千円)
ボンド大学	42,431
富士ソフト株式会社	11,550
株式会社プレジデント社	4,987
大塚製薬株式会社	3,600
日立電線株式会社	2,325
その他	223,587
合計	288,481

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。なお、公告のホームページアドレスは「 http://www.bbt757.com 」であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月29日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度 第9期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成18年12月20日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成18年11月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 森井通世
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長島拓也
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 東田夏記
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長島拓也
業務執行社員

東邦監査法人

指定社員 公認会計士 齋藤義文
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。